

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																					
第6章 通関	第6章 通関																					
第5節 経済連携協定に係る輸入通関	第5節 経済連携協定に係る輸入通關																					
(締約国品目証明書の必要的要件)	(締約国品目証明書の必要的要件)																					
68-5-11の5	68-5-11の5																					
(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものを <u>いう</u> 。	(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものを <u>言う</u> 。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>締約国品目証明書</th><th>本節における略称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書</td><td>ペルー協定締約国品目証明書</td></tr> <tr> <td>モンゴル協定</td><td>モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書</td><td>モンゴル協定締約国品目証明書</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書 1付録Aに基づく品目証明書</td><td>インドネシア協定締約国品目証明書</td></tr> </tbody> </table>	協定名	締約国品目証明書	本節における略称	ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書	モンゴル協定	モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書	インドネシア協定	インドネシア協定附属書 1付録Aに基づく品目証明書	インドネシア協定締約国品目証明書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>締約国品目証明書</th><th>本節における略称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書</td><td>ペルー協定締約国品目証明書</td></tr> <tr> <td>モンゴル協定</td><td>モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書</td><td>モンゴル協定締約国品目証明書</td></tr> </tbody> </table>	協定名	締約国品目証明書	本節における略称	ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書	モンゴル協定	モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書
協定名	締約国品目証明書	本節における略称																				
ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書																				
モンゴル協定	モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書																				
インドネシア協定	インドネシア協定附属書 1付録Aに基づく品目証明書	インドネシア協定締約国品目証明書																				
協定名	締約国品目証明書	本節における略称																				
ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書																				
モンゴル協定	モンゴル協定附属書1 第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書																				
(2) 令第36条の3第5項（令第50条の2において準用する場合を含む。）、第51条の12第5項又は第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件の <u>全て</u> を満たしている必要がある。 イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記68-5-14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。	(2) 令第36条の3第5項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件の <u>すべて</u> を満たしている必要がある。 イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記68-5-14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。																					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書1付録Aに定める事項</td></tr> </tbody> </table>	ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書1付録Aに定める事項	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項</td></tr> </tbody> </table>	ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項															
ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項																					
インドネシア協定	インドネシア協定附属書1付録Aに定める事項																					
ペルー協定	ペルー協定附属書1 第2編第3節第3条に定める事項																					

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前														
<p>(イ) 各協定の日本国の表（譲許表）の品名欄に定める品名が記載されていること。 (ロ) (省略) (ハ) インドネシア協定については、輸入統計品目番号1604.14-091 又は-099に分類されるインドネシア協定の原産品であって、長さ30センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことが証明されていること。 ロ (省略)</p> <p>(原産地証明書及び締約品目証明書の発給機関) 68-5-14</p> <p>(1) (省略) (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）</td></tr> <tr> <td>モンゴル協定締約国品目証明書</td><td>モンゴル食糧・農牧業省</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定締約国品目証明書</td><td>インドネシア海洋水産省</td></tr> </tbody> </table> <p>締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(特恵待遇を受けることのできる品目であることについての確認) 68-5-21 (1) (省略)</p>	締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）	モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省	インドネシア協定締約国品目証明書	インドネシア海洋水産省	<p>(イ) ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名が記載されていること。 (ロ) (同左) (新設)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(原産地証明書及び締約品目証明書の発給機関) 68-5-14</p> <p>(1) (同左) (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）</td></tr> <tr> <td>モンゴル協定締約国品目証明書</td><td>モンゴル食糧・農牧業省</td></tr> </tbody> </table> <p>締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(特恵待遇を受けることのできる品目であることについての確認) 68-5-21 (1) (同左)</p>	締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）	モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省
締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関														
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）														
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省														
インドネシア協定締約国品目証明書	インドネシア海洋水産省														
締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関														
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）														
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省														

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
表1				表1			
締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定	締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程	モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程
インドネシア協定締約国品目証明書	インドネシア協定附属書1付録A	インドネシア海洋水産省	インドネシア協定附属書1付録A	(2)～(4) (省略)	(2)～(4) (同左)	表2	表2
締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	締約国品目証明書	情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90日	—	ペルー協定締約国品目証明書	90日	—	モンゴル協定締約国品目証明書	90日
モンゴル協定締約国品目証明書	90日	—	モンゴル協定締約国品目証明書	90日	—	(5)・(6) (省略)	(5)・(6) (同左)
インドネシア協定締約国品目証明書	90日	—					